

<p><b>第 177 号</b></p>	<p><i>Super Highway</i></p> <p>J R 東労組バス関東本部</p>	
<p>発行日 2025. 3.18</p>		<p>J R 東労組ホームページ</p>

## バス関申第 10 号に対する回答①

『社員一人ひとりの成長する意欲に応える処遇改善の実施及び育児・介護の両立支援施策の実施について』に関する解明申し入れ（JR 東労組バス関申第 10 号 2025.3.12）に対する回答

2025 年 3 月 17 日

ジェイアールバス関東株式会社

1. 社員一人ひとりの成長する意欲に応える処遇改善を実施する目的を明らかにすること。  
 回答) 少子高齢化や晩婚化等の社会情勢の変化に伴う生涯資金設計の高齢化の加速や、昇進意欲の推進、および採用への魅力付け等を講じていく必要性を認識し、現下の経営状況等を鑑み実施するところである。
2. 育児・介護の両立支援施策を実施する目的を明らかにすること。
10. 育児・介護休業法改正施行に伴う関係規程の改正を行う目的を明らかにすること。  
 回答) 2025 年 4 月 1 日及び同年 10 月 1 日に育児・介護休業法の改正が段階的に施行されること、それに伴い、社員の育児・介護の両立を推進していく目的で実施するところである。
3. 新賃金制度社員の定期昇給基礎額の見直しを実施する目的を明らかにすること。また、旧賃金制度社員の定期昇給額を変更しない理由を明らかにすること。
4. 新賃金制度社員の昇給基礎額の年齢加算を見直す目的を明らかにすること。また、上限年齢を満 54 歳とした理由を明らかにすること。  
 回答) 新・旧制度の資格級の統一により、社員の昇進意に応える昇格・昇進制度を実施すること、さらには少子化・晩婚化による育児・介護世代の変化への対応を踏まえ実施するところである。
5. エルダー社員の基本給改定を実施する目的を明らかにすること。また、地域区分を 2 区分から 3 区分に変更する理由を明らかにすること。  
 回答) 定年退職以降の安定した継続雇用制度を確立し、定年退職時の役割に基づく経験値の反映と各地域の雇用実態に合わせ地域区分を設けたところである。

**J R バス関東で働く仲間を一つに!**